

電子契約の導入について

1 目的と取組

行政手続きのデジタル化・オンライン化等のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組の一環として、受注者の利便性の向上のため、受注者主体型で電子契約を導入する。

加えて、地元中小企業等における電子契約等のDXを進めるため、電子契約クラウドサービス事業者と締結した連携協定を基に、北九州市のより一層のDX普及・拡大を図る。

2 電子契約の対象

受注者から電子契約の申し出があった場合、工事、物品購入、委託契約等すべての契約に対応する。ただし、書面契約が法的に求められるもの等を除く。

3 「受注者主体型」電子契約の流れ

- (1) 受注者は、市が協定を締結した電子契約サービス事業者からサービスを選択
- (2) 受注者が電子契約サービスを締結
- (3) 受注者が市に電子契約の承認を依頼し、市が承認（契約の締結）

4 連携協定の概要（令和5年11月1日締結）

- (1) 北九州市は、一定の条件を満たす電子契約サービス事業者と連携協定を締結
 - ・情報セキュリティに関する国際規格の取得
 - ・地方公共団体向けサービス（LGWAN）の提供 等
- (2) 協定の内容
 - ・デジタル技術を活用した全庁的な電子契約の利活用の推進
 - ・電子契約の普及促進及びデジタル化・DX推進に向けた支援 等

5 今後のスケジュール

令和5年12月18日	事業者等説明会の開催
令和6年2月1日	電子契約導入

